

新船員保険制度における一般保険料率の算定について（案：概要）

1. 新船員保険制度の一般保険料率について

新船員保険制度（平成22年1月から）における一般保険料率について、

- ・ 職務外疾病の保険給付等に係るものとして、被保険者・船舶所有者折半による疾病保険料率（40‰～110‰）
 - ・ 職務上疾病・年金の保険給付び保健福祉事業等に係るものとして、船舶所有者負担による災害保健福祉保険料率（10‰～35‰）
- に区分し、法律で定められた上下限の範囲内で設定。

2. 算出にあたっての基本的な考え方について

（1）原則、平成22年1月から平成23年3月まで（15ヶ月）の財政収支を見通した保険料率を算出。

ただし、平成22年度に係る保険料率については、平成22年度予算編成、診療報酬改定及び今後の被保険者数、平均標準報酬月額、医療給付費の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

（2）これまでの国の予算概算要求及び予算編成における計算方法を踏襲し、過去3年間の被保険者数等を踏まえ推計。

（3）被保険者負担分の疾病保険料率については、積立金を保険料率の引き下げに充てることにより現行と同じ45.5‰（引き下げ前：47‰）とする。

3. 算定した保険料率について

【現在の保険料率】

（単位：‰）

	被保険者	船舶所有者	合計
疾病部門	45.5	65.5	111
職務上	0	20	20
職務外	45.5	45.5	91
失業部門	4	7	11
年金部門	0	44	44
福祉事業等	0	14	14
特別支給金	0	6	6
その他	0	8	8
合計	49.5	130.5	180

※疾病任意継続被保険者：105

【新船員保険の保険料率（案）】

	被保険者	船舶所有者	合計
疾病保険料率	45.5	47	92.5
災害保健福祉保険料率	0	14	14
合計	45.5	61	106.5

※疾病任意継続被保険者 97.5（疾病：92.5、災害：5）
 ※独立行政法人等職員 5（疾病：—、災害：5）
 ※後期高齢者医療の被保険者等 14（疾病：—、災害：14）

（参考：労働保険料）

	被保険者	船舶所有者	合計
労災保険率	0	50	50
雇用保険率	4	7	11
合計	4	57	61

⇒ 船所有者の負担分については、疾病保険料率（47‰）及び災害保健福祉保険料率（14‰）に統合後の労災保険率（50‰）と雇用保険率（7‰）を加えると118‰となり、現行の船員保険料における船舶所有者負担分（130.5‰）と比べると12.5‰の減となる。また、疾病任意継続被保険者についても、現行の105‰と比べると7.5‰の減となる。